



令和8年1月19日

阿賀町特別職報酬等審議会の答申内容について

阿賀町特別職報酬等審議会が1月19日に開催され、阿賀町長、副町長、教育長の給料の額並びに阿賀町議会の議員報酬額の改定についての諮問に対し、同日、阿賀町特別職報酬等審議会から次のとおり答申がありました。

1 阿賀町長、副町長、教育長の給料について

- 改定なし(据え置きが適当)

町長をはじめとする特別職の取組は評価するが、他町村との比較や阿賀町の財政状況等を総合的に判断し、改定なしとする。

2 阿賀町議会の議員報酬額について

- 常任委員長、議会運営委員長、議員について引き上げが適当

常任委員長、議会運営委員長、議員の報酬額をそれぞれ5,000円(月額)を引き上げる。
近年のなり手不足や物価高騰等の社会情勢を考慮し、引き上げるものとする。

3 答申による額(月額)

町長・・・750,000円、副町長・・・590,000円、教育長・・・500,000円

議長・・・295,000円(据え置き)、副議長・・・235,000円(据え置き)

常任委員長・・・225,000円(5,000円増)、議会運営委員長・・・225,000円(5,000円増)

議員・・・220,000円(5,000円増)

4 改定の実施時期

令和8年4月1日

本件についてのお問い合わせ先

阿賀町 総務課長 鈴木

電話 0254(92)3113